

『日中社会保険協定』による養老保険免除延長手続き と社会保険住宅積立金基数改定について

天津大野木マイツ 高昆

◆ 日本本社・親会社から派遣された駐在員の中国養老保険免除について

『日中社会保険協定』は2019年9月1日より発効され、当該協定に基づき日本で厚生年金保険に加入している駐在員の方は、中国国内の管轄社会保険機関での免除手続き完了後、赴任後 5 年間は、中国での養老保険（会社 16%、個人 8%）の納付の免除を受けることができます。

2019年発効当時に免除措置を受けた駐在員の方は、まもなく5年間の免除期限が満了になりますが、5年の期限満了後も改めて延長申請手続きを行うことで、継続して拠出が免除されます。

【例】

2019年9月に免除措置を申請した駐在員は、免除期限は2024年8月31日となり、2024年9月中に所轄の中国社会保险機関へ延長申請を提出しなければなりません。

免除措置の延長を受けるためには、本社・親会社の年金保険事務所などで、中国での加入免除の延長適用を受ける旨の「日・中社会保障協定 厚生年金保険 適用証明期間継続・延長申請書」を取得し、それを中国の社会保险機関に提出して免除の認可を受けることとなります。

なお、当該協定は年金的性格の保険が対象になりますので、中国での医療保険・失業保険・労災保険・生育保険については免除とはならず拠出が必要です。

◆ 社会保険及び住宅積立金に関する基数上下限の改定について

北京市・天津市はそれぞれ 7 月下旬に、2023 年度の市の企業従業員平均給与額を公表しており、法定社会保険（養老保険・失業保険・労災保険・医療保険・生育保険 5 つ種類）及び 住宅積立金の2024 年度の基数上下限がこの平均給与額を基に改定されています

（1）北京市

北京市の 2023 年度企業従業員平均給与は 11,761 元であり、法定社会保険及び住宅積立金の基数は統一的に 7 月分から、上限が 33,891元から 35,283 元に引き上げられます。

北京市の雇用者・従業員が各々負担する社会保険と住宅積立金の料率は下図とおりです。

項目	基数		調整	納付比率		
	下限	上限		会社負担	個人負担	計
①養老保険	(6326⇒) 6821	(33891⇒) 35283	7月	16%	8%	24.00%
②失業保険				0.50%	0.50%	1.00%
③労災保険				0.2%～1.9%	-	0.2%～1.9%
④医療保険				9%	2%	11.00%
⑤生育保険				0.80%	-	0.80%
⑥大額医療補助				-	-	36元/年
法定社会保険負担率合計				26.5%～28.2%	10.5%+36元/年	37%～38.7%
①住宅積立金	2420	(33893⇒) 35283	7月	5%～12%	5%～12%	10%～24%
法定住宅積立金負担率合計				5%～12%	5%～12%	10%～24%

※労災保険は会社のみ負担し、その負担率は企業の所属業界のリスク等級により、社会保険管理中心が上表の範囲で納付比率を決定します。

上述の『日中社会保険協定』により、中国の養老保険の納付が免除される駐在員については、雇用者負担分基数の16%、個人負担分基数の8%が免除されることとなります。

今回の改定後の基数（仮に上限であるとした場合）を基に計算すると、2024年7月分以降駐在員一人あたりの養老保険コスト月額8,500 人民元前後（約17万円）、年間10万人民元（約200万円）程度コストを減らすことができます。

(2) 天津市

天津市の2023年度企業従業員平均給与は8,355元であり、法定社会保険基数について、8月分より下限が4,751から5,013元に、上限が23,757から25,065元に改定、住宅積立金の基数は7月分より上限が26,452元から27,525元に引き上げられます。

天津市の場合の雇用者・従業員各々が負担する社会保険と住宅積立金の料率は下図のとおりです。

項目	基数		調整	納付比率		
	下限	上限		会社負担	個人負担	計
①養老保険	(4751⇒) 5013	(23757⇒) 25065	8月	16%	8%	24%
②失業保険				0.5%	0.50%	1%
③労災保険				0.2%～1.9%	-	0.2%～1.9%
④医療保険				9.5%	2%	12.00%
⑤生育保険				0.5%	-	0.50%
⑥大額医療補助				-	-	260元/毎年
法定社会保険負担率合計				26.7%～28.4%	10.5%+260元/年	37.2%～38.9%
①住宅積立金	(2180⇒) 2320	(26451⇒) 27525	7月	5%～12%	5%～12%	10%～24%
法定住宅積立金負担率合計				5%～12%	5%～12%	10%～24%

※労災保険は会社のみ負担し、その負担率は企業の所属業界のリスク等級により、社会保険管理中心が上表の範囲で納付比率を決定します。

こちら、上述の『日中社会保険協定』の適用により、養老保険雇用者負担分基数の16%、個人負担分基数の8%が免除されることになり、今回の改定後の基数（仮に上限であるとした場合）を基に計算すると、2024年8月分以降駐在員一人あたりの養老保険コスト6,000 人民元前後（約12万円）、年間7.2万人民元（約144万円）程度コストを減らすことができますので、引き続き養老保険の免除を受けられるように、更新手続きを忘れずに行ってください。

以上